

耕作放棄地全体調査フロー図

(現地調査) 全体調査と利用状況調査との一体的実施 (市町村と農業委員会との連携)

※調査時期 (1/1~12/31)と調査期間 (H32まで) を明記

農地基本台帳(すべての農地)による利用状況調査の実施(農地法第30条第1項)
※農業委員会と市町村が共同で実施

現地調査を受けて(緑、黄、赤)に区分

赤「森林・原野化等しているもの」

黄「基盤整備により営農再開可」

緑「簡易な作業で営農再開可」

非農地
(判断済)

非農地
(判断未了)

参考 (利用状況調査(農地法第30条第1項及び第2項))
現地調査を受けて1号と2号の遊休農地に区分

(事前の解消分類の廃止)

一筆毎の事前の解消分類作業の廃止

~~「A」
営農再開~~

~~「B」
基盤整備後
営農再開~~

~~「C」
保全管理~~

(解消計画) 年度別の実施計画等を廃止し、解消に向けた地域全体での取組内容の記載に変更

・解消内容 →
・解消主体 → ×
・解消に向けた実施計画 → ×

・解消に向けた取組内容(拡充)
※地域全体での取組を記載

・赤の土地についても解消計画作成可(新規)

(解消確認) 変更なし(一筆毎に解消確認を行う。)

「A」
営農再開

「B」
基盤整備後
営農再開

「C」
保全管理

(調査結果のとりまとめ) 調査結果のとりまとめに、例外規定を明記

調査結果については、市町村が集計し、集計結果を都道府県へ提出する。

震災等により集計等の労力が確保できない場合があることから「市町村と都道府県との協議により別紙1のみの提出を可能」とする。

※集計の簡略化、入力ミス等を防ぐため、入力様式(別紙)を修正